

農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）実施要領

22生産第8355号
平成23年4月1日
農林水産省生産局長通知

一部改正 平成25年5月16日24生産第3213号
一部改正 平成26年4月1日25生産第2956号
一部改正 平成27年4月9日26生産第3449号
一部改正 平成27年5月12日27生産第522号
一部改正 平成27年9月30日27生産第1842号
一部改正 平成28年4月1日27生産第2665号

第1 趣旨

本事業は、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第2448号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の構成

本事業は、次に掲げるⅠの事業により構成されるものとし、それぞれの事業内容、事業実施主体、採択要件、事業実施期間、事業実施手続、補助率、事業実施状況報告及び事業実施結果の評価等は、それぞれ別紙1別紙に定めるとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| Ⅰ さとうきび農業機械等リース支援事業 | 別紙1 |
| Ⅱ 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業 | 別紙2 |
| Ⅲ 茶、いぐさ農業機械等リース支援事業 | 別紙3 |

- 附 則 この通知は、平成27年5月12日から施行する。
附 則 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
附 則 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 1

I さとうきび農業機械等リース支援事業

第1 事業内容

実施要綱第3の政策統括官が別に定める農業機械等は、次に掲げるものとする。

1 農業機械

- (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）
- (2) 株出管理作業機
- (3) 苗植付機
- (4) 乗用トラクター
- (5) 防除用機械
- (6) 堆肥散布機
- (7) 肥料散布機
- (8) 耕土改良用機械
- (9) 耕うん用機械
- (10) 碎土整地用機械
- (11) 栽培管理用機械
- (12) 搬出機
- (13) 脱葉機

2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）

- (1) 設置型農業用タンク
- (2) 灌水ポンプ
- (3) 点滴チューブ
- (4) スプリンクラー

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、さとうきびの生産振興の取組を行う、次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。）
- (3) 土地改良区
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (6) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）
- (7) その他農業者等の組織する団体

2 実施要綱第4の政策統括官が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 1の(4)から(6)までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- (2) 1の(7)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

第3 審査基準

実施要綱第5の3の政策統括官が別に定める審査基準は次のとおりとする。

- 1 既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
- 2 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- 3 導入を予定している農業機械等が、第4の2の（4）の目標達成に直結するものであること。
- 4 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- 5 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
- 6 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- 7 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第4 事業実施手続等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第7の1に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長は、1により提出された事業実施計画が、次に掲げる全ての事項を満たす場合には当該計画を別記様式第2号により承認するものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、当該計画を承認したものとする。

 - （1）第3の審査基準を満たしていること。
 - （2）取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
 - （3）取組の内容が事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
 - （4）以下の目標を1つ以上設定していること。

なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

 - ア 10a当たりの労働時間を10%以上削減
 - イ 生産量を5%以上増加
 - ウ 株出栽培の10a当たり収量を5%以上増加
 - （5）事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- 3 事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図ることとする。
- 4 助成の対象となる農業機械等は、原則として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後から事業実施年度末日までにリース契約が締結され、かつ、導入されたものとする。
- 5 実施要綱第7の3の政策統括官が別に定める事業実施計画の重要な変更については、次に掲げるものとする。
 - （1）事業の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体の変更
 - （3）農業機械等の変更

(4) 事業費又は事業量の30%を超える変更

第5 助成

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 実施要綱第8の助成の対象となる経費は、リース事業者とのリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 固定資産税（償却資産）
- (3) 金利
- (4) その他政策統括官が特に必要と認めるもの

- 4 リース事業者とのリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4の2により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- (2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。
- (3) 本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

(ア) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって助成対象額とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

- 5 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象とな

る農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）＋リース諸費用）×6/10以内

(2) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）＋リース諸費用×6/10以内

6 リース助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

1 本事業によるリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、リース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。

2 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価なリース契約を締結するものとする。

3 事業実施主体は、第1の事業内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長に届け出るものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、この場合、事業実施主体は、交付決定の有無に関わらず自らの責任において事業に着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、実施要綱第9の1に基づき、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第4号により地方農政局長に報告するものとする。

2 1により報告を受けた地方農政局長は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、実施要綱第10の1に基づき、別記様式第5号に定める評価シー

トにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長による事業評価

(1) 点検評価

ア 1により報告を受けた地方農政局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長は、天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

第9 国と関係県の情報共有等

実施要綱第11の政策統括官が別に定めるものは、以下のとおりとする。

- 1 地方農政局長は、公募要領に基づき申請のあった応募者から提出された応募書類について、関係県に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた県は、応募書類について、関係県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長を経由して、政策統括官に応募書類の内容等について意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた政策統括官は、公募要領による本事業における事業実施主体の選定の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について地方農政局長を経由して、関係県に情報提供するものとする。

別紙 2

Ⅱ 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業

第 1 事業内容

実施要綱第 3 の政策統括官が別に定める農業機械等は、次に掲げるものとする。

1 北海道畑作（てん菜及びばれいしょ生産）農業機械

- (1) 育苗用機器（土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等）
- (2) ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- (3) プランター
- (4) ブームスプレーヤ
- (5) 茎葉裁断機
- (6) ハーベスタ
- (7) 除土積込機
- (8) セルフアンローダー
- (9) 粗選別機
- (10) 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

ア 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。

イ (2) から (6) までに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。

ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

2 南九州畑作（かんしょ生産）農業機械

- (1) プランター
- (2) 防除用機械
- (3) 茎葉裁断機
- (4) ハーベスタ

3 対象品目

対象品目は、北海道においてはてん菜及びばれいしょ、南九州においてはかんしょとする。

第 2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、てん菜、ばれいしょ又はかんしょの生産振興の取組を行う、次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。）
- (3) 土地改良区
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- (6) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第 4 項に規定する法人及び団体をいう。）

(7) その他農業者等の組織する団体

(8) 民間企業

2 実施要綱第4の政策統括官が別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 1の(4)から(6)までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

(2) 1の(7)及び(8)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

第3 審査基準

実施要綱第5の3の政策統括官が別に定める審査基準は次のとおりとする。

1 既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。

2 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。

3 導入を予定している農業機械等が、第4の2の(4)の目標達成に直結するものであること。

4 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。

5 取組の内容が受益地域において重要なものであること。

6 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

7 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第4 事業実施手続等

1 事業実施主体は、実施要綱第7の1に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所を経由して政策統括官。以下同じ。）その承認を受けるものとする。

2 地方農政局長は、1により提出された事業実施計画が、次に掲げる全ての事項を満たす場合には当該計画を別記様式第2号により承認するものとする。

なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、当該計画を承認したものとする。

(1) 第3の審査基準を満たしていること。

(2) 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。

(3) 取組の内容が事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。

(4) 以下の目標を1つ以上設定していること。

なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

ア 受益地区において、作付面積を1%以上増加

イ 受益地区において、労働時間を10%以上削減

ウ 受益地区において、10a当たり収量を2%以上増加

エ 受益地区において、高糖性、加工適性、病虫害抵抗性等を有する優良品種の作付面積を5ポイント以上増加

又は、

受益地区において、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行

作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加

- (5) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- 3 事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図ることとする。
- 4 助成の対象となる農業機械等は、原則として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後から事業実施年度末日までにリース契約が締結され、かつ、導入されたものとする。
- 5 実施要綱第7の3の政策統括官が別に定める事業実施計画の重要な変更については、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 農業機械等の変更
 - (4) 事業費又は事業量の30%を超える変更

第5 助成

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
 - 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
 - 3 リース事業者とのリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 第4の2により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
 - (2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。
 - (3) 本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。
- (ア) 事業実施主体の自社調達の場合
原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
- (イ) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合
取引価格をもって助成対象額とする。
ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明で

きない場合は、補助対象としない。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

4 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2
以内

(2) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

5 リース助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

1 本事業によるリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、リース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。

2 事業実施主体は、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

3 事業実施主体は、第1の事業内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長に届け出るものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、この場合、事業実施主体は、交付決定の有無に関わらず自らの責任において事業に着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、実施要綱第9の1に基づき、事業実施年度の翌年度からリース

契約終了年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第4号により地方農政局長に報告するものとする。

- 2 1により報告を受けた地方農政局長は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、実施要綱第10の1に基づき、別記様式第5号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長による事業評価

(1) 点検評価

ア 1により報告を受けた地方農政局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長は、天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、公表するものとする。

第9 国と関係道県の情報共有等

実施要綱第11の政策統括官が別に定めるものは、以下のとおりとする。

- 1 地方農政局長は、公募要領に基づき申請のあった応募者から提出された応募書類について、関係道県に情報提供をするものとする。

- 2 1の情報提供を受けた道県は、応募書類について、関係道県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長を経由して、政策統括官に応募書類の内容等について意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた政策統括官は、公募要領による本事業における事業実施主体の選定の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について地方農政局長を経由して、関係道県に情報提供するものとする。

別紙3

Ⅲ 茶、いぐさ農業機械等リース支援事業

第1 事業内容

実施要綱第3の生産局長が別に定める農業機械等は、次に掲げるものとする。

1 茶の農業機械

- (1) 粗揉機等茶加工機械（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）
- (2) 加熱機械（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）
- (3) その他茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械

2 いぐさの農業機械

- (1) 乾燥機（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）
- (2) その他いぐさ生産のエネルギーコスト削減に資する機械

第2 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、茶又はいぐさの生産振興の取組を行う次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合連合会及び農業協同組合
- (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (4) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）
- (5) その他農業者等の組織する団体

- 2 実施要綱第4の生産局長が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 1の(2)から(4)までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- (2) 1の(5)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

第3 審査基準

実施要綱第5の3の生産局長が別に定める審査基準は次のとおりとする。

- 1 農業機械等をリースにより導入する者（以下「農業機械等利用者」という。）は茶又はいぐさの加工場を所有又は運営している者とする。

なお、茶については茶製品の製造又は小売を行う業者（いわゆる茶商。ただし、自園自製自販農家を除く。）は対象外とする。

- 2 事業実施主体には農業機械等利用者が3戸以上含まれていなければならない。ただし、事業実施主体に含まれる農業機械等利用者が3戸未満の場合であっても、導入する農業機械等が3戸以上の農業者により共同利用される場合はこの限りでない。
- 3 いぐさについては、受益農家は優良品種（「ひのみどり」、「夕風」、「ひのはるか」等）導入農家及び当該品種を今後導入する農家であること。
- 4 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。

- 5 導入を予定している農業機械等が、第4の2の(4)の目標達成に直結するものであること。
- 6 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
- 7 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- 8 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第4 事業実施手続等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第7の1に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長は、1により提出された事業実施計画が、次に掲げる全ての事項を満たす場合には当該計画を別記様式第2号により承認するものとする。
なお、別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、当該計画を承認したものとする。
 - (1) 第3の審査基準を満たしていること。
 - (2) 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
 - (3) 取組の内容が事業実施地区が所在する都府県又は市町村と連携したものであること。
 - (4) 以下の目標を1つ以上設定していること。
なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
 - ア 燃油等使用量を10%以上削減
 - イ 10a当たりの労働時間を6%以上削減
 - ウ 1戸当たりの栽培面積を3%以上増加
 - (5) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- 3 事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都府県又は市町村と調整を図ることとする。
- 4 助成の対象となる農業機械等は、原則として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後から事業実施年度末日までにリース契約が締結され、かつ、導入されたものとする。
- 5 実施要綱第7の3の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 農業機械等の変更
 - (4) 事業費又は事業量の30%を超える変更

第5 助成

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56

年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

3 リース事業者とのリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第4の2により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(2) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。

(3) 本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

(ア) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって助成対象額とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

4 リース事業に係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。ただし、リース諸費用はリース物件価格の20%以内とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額 = (リース物件価格 × (リース期間 / 法定耐用年数)) × 1/2 以内

(2) リース料助成額 = (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内

5 リース助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

- 1 本事業によるリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、リース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。
- 2 事業実施主体は、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。
- 3 事業実施主体は、第1の事業内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長に届け出るものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、この場合、事業実施主体は、交付決定の有無に関わらず自らの責任において事業に着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、実施要綱第9の1に基づき、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度、1月末日までに、当該年度における事業実施状況を別記様式第4号により地方農政局長に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、実施要綱第10の1に基づき、別記様式第5号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長による事業評価

(1) 点検評価

ア 1により報告を受けた地方農政局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長は、天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに生産局長に報告するとともに、公表するものとする。

第9 国と関係都府県の情報共有等

実施要綱第11の生産局長が別に定めるものは、以下のとおりとする。

- 1 地方農政局長は、公募要領に基づき申請のあった応募者から提出された応募書類について、関係都府県に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた都府県は、応募書類について、関係都府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長を経由して、生産局長に応募書類の内容等について意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた生産局長は、公募要領による本事業における事業実施主体の選定の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について地方農政局長を経由して、関係都府県に情報提供するものとする。